

4月1日現在、65歳以上の年金受給者のうち 町県民税の納税義務のあるかたが対象です。

65歳以上のかたの年金所得に係る町県民税の納税方法が変わります。
この制度の対象となるのは「4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る町県民税の納付義務のあるかた」です。

ただし、以下のかたについては、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていないかた
- ◆引き落とされる町県民税額が老齢基礎年金等の額を超えるかたなど



引き落としの 対象となる年金とは・・・

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、町県民税の引き落としはされません。

引き落としされる 住民税額は・・・

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した町県民税額だけです。給与所得や事業所得などの金額から計算した町県民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが 中止となる場合は・・・

引き落とし開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により役場や金融機関などで納める方法）により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例) 町県民税の年税額が 6万円（年金所得だけ）の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める (普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていたました。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の町県民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの 1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

詳しくは、役場へお問い合わせください。

役場税務課町民税係 (86) 1111 内線 1123・1127